

STOP！死亡災害(緊急要請)

～死亡災害を撲滅させましょう～

今年の死亡災害は、1月に2件、2月2件、3月3件と毎月2件以上の死亡災害が連続して発生しており、緊急を要する事態となっています。

死亡災害の多発傾向に対する取組の強化について(緊急要請)

緊急要請 (趣旨)

「趣旨」

今年は、1月～3月までの3ヶ月間で、毎月、複数の死亡災害が連続して発生していることから、4月～5月の2ヶ月間の死亡災害ゼロをめざして取組でいきます。

(裏面、参照)

1 取組期間

平成27年4月及び5月

2 取組事項

(1) 全業種共通事項

各作業について、再度、リスクアセスメントを行うこと等により作業に伴うリスクを確認した上で、安全衛生教育等により作業者の安全衛生に対する意識の向上を図ること。

作業に変更が生じる場合には、変更に応じた労働者の安全対策を講じた計画を作成し、それを関係する事業者及び労働者に徹底すること。

特に震災からの復旧・復興に関連する人手・資材不足の要因等から、作業変更を余儀なくされる場合であっても、安全対策に万全を期すこと。

(2) 業種別の取組事項

①製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害防止、重量物による崩壊・倒壊災害の防止

②建設業では、墜落・転落災害の防止、建設機械等による災害防止

③陸上貨物運送事業では、トラック荷台からの墜落・転落災害の防止、過労運転防止

④その他の業種では、チェーンソーによる伐倒作業の災害防止、

(3) 死亡災害の特徴を踏まえた個別的事項

①貨物自動車等の運転において、ドライバーの適正な労働時間の管理、健康管理及び走行管理を行うこと。また、トラック荷台からの昇降時には安全な作業床の確保、安全帯の使用、保護帽の着用を徹底すること。

②チェーンソーを用いて行う立木の伐採など法定の有資格者による作業が必要なものについて、無資格者が行うことのないよう周知徹底すること。

③重量物を取り扱う場合には、立てかけた材料の崩壊・倒壊災害の防止のため、十分強度のある支持材等を設置すること。

④港湾工事など岸壁と船舶との間を移動する際、その間に作業床を掛け渡すなど安全確保を徹底すること。

「平成27年死亡災害の概要」

死亡災害の発生状況(同期比較)

平成27年3月末

発生日	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1月	4	3	2	2	2	2
2月	1	0	0	1	1	2
3月	0	3	3	0	4	3
1～3月合計	5	6	5	3	7	7
年合計	22	23	18	17	20	

番号	発生日	事故の型	業種	災害の概要
	時間帯	起因物		
1	平成27年 1月	火災	製造業	事業場で設置している寄宿舍で火災が発生し、管理人室で就寝していた被災者が逃げ遅れて焼死した。
	午前0時頃	その他の起因物		
2	平成27年 1月	交通事故(道路)	運送業	ワゴン車で国道のトンネル内を走行中、対向車線にはみ出して対向車線を走ってきたトラックと正面衝突した。ワゴン車の運転手が死亡した。
	午前8時頃	乗物		
3	平成27年 2月	崩壊、倒壊	製造業	立てかけてあった鉄板を移動する作業中、鉄板が倒れ、3人が下敷きになり、うち1人が死亡、2人が負傷した。
	午前9時頃	金属材料		
4	平成27年 2月	崩壊、倒壊	採石業	チェーンソーで立木を伐採する作業中、立木にチェーンソーが噛んで動かなくなったため引き抜こうとしたところ、立木が倒れ、下敷きになった。
	午後4時頃	立木等		
5	平成27年 3月	交通事故(道路)	運送業	大型トラックで国道を走行中、対向車線から中央分離帯を乗り越えてきた大型トレーラーと正面衝突し、大型トラックの運転手が死亡した。
	午後11時頃	トラック		
6	平成27年 3月	墜落、転落	その他の事業	港湾工事現場の検査補助業務を終え、船舶から岸壁に上陸しようとして3～4m下の海に転落した。転落した際、被災者の頭部が船舶のフェンダー(防舷材)と岸壁に挟まれた。
	午前10時頃	その他の乗物		
7	平成27年 3月	墜落、転落	運送業	セメントの積み込み作業のため、タンクローリーのはしごを登り、安全帯の取付け設備にフックを掛けようとしたところ、転落した。
	午前8時頃	トラック		